

改正

昭和51年10月7日条例第45号

昭和53年9月30日条例第28号

昭和57年12月25日条例第24号

昭和63年9月26日条例第25号

平成5年3月29日条例第13号

平成7年6月27日条例第21号

平成9年3月27日条例第7号

平成11年3月29日条例第7号

平成15年3月31日条例第12号

平成17年3月28日条例第22号

平成18年9月27日条例第21号

平成19年12月19日条例第29号

平成24年3月19日条例第5号

平成25年3月25日条例第10号

平成27年3月24日条例第14号

平成31年3月20日条例第7号

富津市精神障害者医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、精神障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、医療に係る経済的負担を軽減し、社会復帰を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第5条に規定する精神障害者をいう。

(2) 医療費 規則で定める医療保険に関する法律(以下「医療保険各法」という。)の規定に基づき一部負担金のうち法第5条に規定する精神疾患に係る入院治療を受けた際に被保険者が

負担する費用をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である精神障害者（本市に1年以上住所を有したことがない者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者で、次に掲げるいずれかに該当するもの

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされる者

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の後期高齢者医療の被保険者で、当該被保険者となる日の前日に国民健康保険法第116条の2の規定により本市の区域内に住所を有するものとみなされるもの（同条第1項の病院等に引き続き同項の入院等をしている者に限る。）

ウ 本市が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第2項の規定による援護若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第2項の規定による更生援護又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定による支給決定を行なっている者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては助成をしない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者

(2) 精神障害者及び当該精神障害者と生計を一にする者として規則で定めるものについて、医療の給付のあった月の属する年度（医療の給付のあった月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号の所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額（以下「基準税額」という。）が235,000円以上であるもの。ただし、精神障害者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者で

ある場合を除く。

(3) 富津市重度心身障害者医療費等の助成に関する条例（昭和48年富津市条例第44号）の規定の適用を受けている者

(4) 富津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成19年富津市条例第3号）の規定により受給資格の認定を受けた者

(5) 富津市子ども医療費の助成に関する条例（平成22年富津市条例第13号）の子ども

(6) 本市以外において、助成に相当する医療費の助成を受けることができる者

（助成額）

第5条 助成は、対象者の精神疾患について医療保険各法に基づく保険により医療の給付がなされたとき、当該医療の給付に伴う自己負担すべき額（対象者が負担すべき額について法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額、国の補助に基づき給付を受ける額及び付加給付規定に基づき給付を受ける額を除く。）から医療保険各法に規定する食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を控除した額について行うものとする。ただし、基準税額が生じる場合にあつては、当該控除した額に100分の80を乗じて得た額とする。

（申請及び認定）

第6条 助成を受けようとする者は、市長に申請し、対象者に係る受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

（医療費等の届出）

第7条 前条の規定により受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、医療費の助成を受けようとするときは、当該医療費に係る届出をしなければならない。

2 前項の届出は、前条第1項の規定による申請をした日以降の医療費に係るものとする。

（届出の義務）

第8条 受給資格者は、第6条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（返還）

第9条 市長は、受給資格者が偽りその他不正の手段により助成を受け、又は本市以外において助成に相当する医療費の支給を受けたときは、当該受給資格者に既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（支払過誤の調整）

第10条 市長は、第5条の規定により助成する額を支払った場合において、その額に過誤があったときは、当該過誤のあった支払月の翌月以降の支払額との間で必要な調整を行うことができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(時効)

第12条 助成を受ける権利は、医療の給付を受けた日の翌日から起算して2年を経過したときは、時効によって消滅する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、精神障害者に対する助成に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年8月1日から適用する。

附 則 (昭和53年条例第28号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年10月診療分に係る医療費から適用する。
- 2 この条例施行前に受けた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行日前の療養に係る医療費の給付は、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則 (平成5年条例第13号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行日前の療養に係る医療費の給付は、なお従前の例による。

附 則 (平成7年条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富津市精神障害者医療費給付に関する条例の規定は、平成7年7月1日以後の療養に係る医療費から適用し、平成7年6月30日までの医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富津市精神障害者医療費の給付に関する条例の規定は、平成9年6月1日以後の療養に係る医療費から適用し、平成9年5月31日までの医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年条例第7号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富津市精神障害者医療費の給付に関する条例の規定は、平成17年4月1日以後の療養に係る医療費から適用し、平成17年3月31日までの医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富津市精神障害者医療費等の助成に関する条例第2条第2号の改正規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富津市精神障害者医療費等の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療費等の助成から適用し、施行日前の対象者に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月19日条例第5号)

この条例中第2条第2号の改正規定は平成24年4月1日から、第3条第2項の改正規定は平成24

年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第2条の改正規定（「第5条第23項」を「第5条第22項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富津市精神障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療の給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月20日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。